

「安全管理者能力向上教育」

開催のご案内

安全管理者は労働災害の動向や安全管理上の課題に対応しつつ、普段からその能力の向上を図っていくことが不可欠であります。このため労働安全衛生法第19条の2では、事業者は安全管理者等に対して、定期(概ね5年ごと)に能力向上を図るための教育を行うよう(又はこれらの教育を受ける機会を与えるよう)努力義務を課しています。

当協会では「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」に基づき、また、滋賀労働局の後援を受けて安全管理者能力向上教育を開催しますので、ぜひこの機会に受講されますようご案内します。

記

- ★ 日 時 平成30年2月20日(火) 9時～17時
(8時55分より講習会の説明があります。それまでに受付を済ませて下さい。)
- ★ 会 場 (公社)滋賀労働基準協会 研修室 (笹川ビル4F)
- ★ 対 象 者 工業的業種に従事する方のうち
 - ・安全管理者に選任され概ね5年を経過する方(定期)
 - ・以前に安全管理者選任時研修を受けていない方
 - ・事業場において機械設備等に大幅な変更があった場合(随時)
- ★ 受 講 料 会員 9,180円(税込) ・ 非会員 11,340円(税込)
振込先 滋賀銀行 膳所駅前支店 普通 045749 (社)滋賀労働基準協
受講料は開講日の10日前までにお納め下さい。(振込手数料はご負担下さい。)
- ★ 申込方法 下段の申込書に必要事項をご記入の上、FAX 又は郵送でお申込み下さい。
〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 13-15 笹川ビル4F
公益社団法人 滋賀労働基準協会 宛て
TEL 077-522-1786 FAX 077-522-1453



「安全管理者能力向上教育(2/20)」申込書

事業所名 _____

所在地 〒 _____

担当者 _____ 部署名 _____ TEL - - FAX - -

ふりがな 受講者氏名	生年月日	性別	現住所
	昭和 平成 年 月 日	男 女	〒
	昭和 平成 年 月 日	男 女	〒

受講料支払方法 銀行振込・現金書留・窓口持参(当日支払不可) 振込・送金・持参予定日 月 日